

23 日 獣 発 第 327 号
平成 24 年 2 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師を通じた飼料の暫定許容値の見直しの周知徹底について（依頼）

放射性セシウムの暫定許容値の見直し等については、代替の牧草等の粗飼料への切り替えを速やかに進め、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、平成 24 年 2 月 7 日付け 23 日 獣 発 第 326 号「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直し等について」により貴会宛て通知しましたが、このたび改めて、別添リーフレットの内容について、本会構成獣医師を通じた農家の皆様等への周知とともにその周知状況の把握について協力方依頼されました。

つきましては、別添リーフレットについて、貴会会員獣医師に周知いただくともに、貴会会員獣医師から農家の皆様等へ実施された周知状況を平成 24 年 3 月 6 日（火）までに別添様式にご記入の上、下欄の本会事務局担当者までご返信いただきたく、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

事業担当：長野

TEL：03-3475-1601／FAX：03-3475-1604

E-mail：nagano@nichiju.or.jp



事務連絡
平成24年2月6日

(社) 日本獣医師会 御中

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 獣医事班

「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」の周知への協力をお願いについて

平素より農林水産行政の推進についてご理解、ご協力いただいておりますこと、お礼申し上げます。

さて、先般、貴会宛てに「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年2月3日付け23消安第5339号）及び「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成24年2月3日付け23消安第5364号）をお送りし、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値の見直しについてお知らせするとともに、代替の牧草等の粗飼料への切り替えを速やかに進め、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者へ周知、指導いただくようお願いしたところです。

本通知の周知にあたりましては、日常の診療等を通じて農家の皆様と対面の機会が多い獣医師の皆様にご協力いただくことがたいへん効果的であると考えております。つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、別添資料について貴会構成獣医師の皆様へ配布いただき、農家の皆様への周知・指導にご活用いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、ご多忙中のところ重ねて恐縮ではございますが、貴会構成獣医師から農家の皆様へ実施された周知の状況につきまして、2月29日（水）までの周知状況を、3月7日（水）までに別記様式にてご連絡いただきますよう、併せてお願い申し上げます。



飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

牛用飼料1kgあたり → 100ベクレル

(これまでの牛用飼料の暫定許容値: 1kgあたり300ベクレル)

4月1日に食品の基準値が見直される予定です。
新基準値を超えない牛乳(1kgあたり50ベクレル※)や
牛肉(1kgあたり100ベクレル※)が生産されるよう、暫
定許容値以下の粗飼料を給与しましょう。



※現在検討中の基準値案

1. 新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、できる
だけ早く1kgあたり100ベクレル以下の牧草や稲わらなどの
粗飼料へ切り替えていきましょう。

- これまで1kgあたり100ベクレルを上回る飼料を給与していた
牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げるためには、一定の期
間がかかります。
- このため、できるだけ早く、1kgあたり100ベクレル以下の牧
草等へ切り替えてください。(遅くとも搾乳牛は3月15日、搾乳
牛以外は3月31日※まで)
※肉用出荷する際には飼い直しが必要となることがあります
- 牧草等が不足する場合は、**輸入乾草などの代替飼料を農協など
へ早めに注文してください。**
- これまで利用してきた牧草等が今後も利用できる
かどうかは、各県へお問い合わせください。



- 牧草等が利用できなくなったことによる損害
(代替飼料の購入や牧草の処分経費など)は、
東京電力に賠償請求することができます。
- 代替飼料を購入してから賠償金が支払われるま
での資金については、農協のつなぎ融資や国の
支援事業が利用できます。
- 賠償請求の手续や資金の申込みなどについては、
農協や各県へご相談ください。



裏へつづく

2. 飼料として利用できなくなった牧草等は、利用できるものと分けて保管してください。

- 1kgあたり100ベクレルを上回る牧草等のロールなどにマジックやスプレーで目印を付けるなど、1kgあたり100ベクレル以下のものとしっかり分けて保管しましょう。
- 1kgあたり8千ベクレル以下の牧草等は、一般廃棄物として埋却や焼却ができますし、生産されたほ場が明らかであれば、そのほ場へ還元することもできます。



3. 収穫される牧草が1kgあたり100ベクレルを上回ると予想される牧草地では、除染対策を進めていきましょう。

- 昨年の調査結果から、24年産牧草の放射性セシウム濃度が1kgあたり100ベクレルを上回ると予想される地域では、除染対策を積極的に進めましょう。
- 表土の削り取り、牧草地の反転や通常の耕起（草地更新）などの除染対策によって、牧草へ移行する放射性セシウムを大きく減らすことができます。
- また、春に牧草地を耕起して、デントコーンやスーダンなどに転換するのも良い方法です。
- 具体的な除染方法は、予想される牧草中の放射性セシウム濃度や牧草地の状態などを考慮して決める必要があります。
- 除染の費用は東京電力への賠償請求が基本になりますが、活用できる補助事業もありますので、各県へご相談ください。

